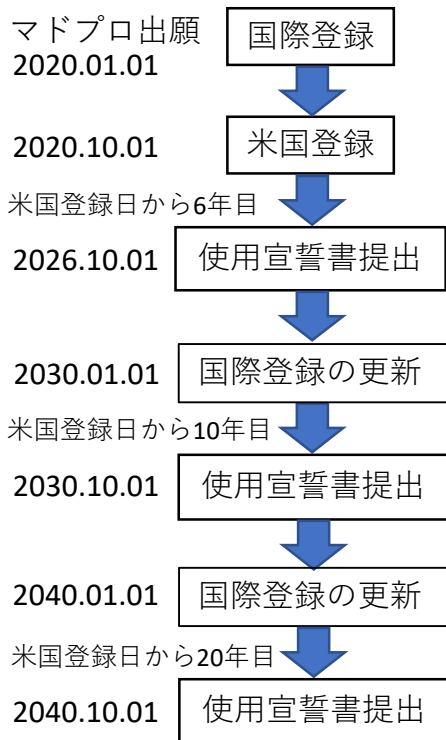


米国商標使用宣誓書の提出について

米国では、商標が登録された後、一定期間毎に米国国内で登録商標を使用していることを証明する必要があります。



【提出時期】

- ・米国登録日から5～6年
- ・米国登録日から9～10年、及び以後10年毎（更新時）

【提出書類】

- ・使用宣誓書
米国国内で商標を使用している旨を宣誓するもの
- ・使用証拠
米国国内で商標を使用していることを証明する資料
例) カタログ、製品パッケージ写真、HPの写し等



米国商標登録第3216053号

SHISEIDO

指定商品：化粧品等（第3類）



米国商標登録第3352686号

ユニクロ

指定商品：被服等（第25類）

【提出費用】1区分11万円～（弊所手数料+現地費用を含む）

※区分数や案件に応じて変動いたします。

以降、10年毎（更新時）に提出

よくあるご質問

➤提出しないとどうなりますか？

残念ながら、**米国での登録が取り消されます。**

米国では、使用してない商標についての権利を維持することはできません。

使用証拠を提出できない場合、再度出願し、改めて権利化することもご検討ください。

➤すべての指定商品・役務についての使用証拠が必要ですか？

1区分につき、最低1つの指定商品・役務の使用証拠を提出すればOKです。

ただし、1区分のなかに複数の指定商品・役務がある場合、米国特許商標庁より、提出しなかった指定商品・役務の使用証拠について、追加で提出を求められる場合があります。

よって、全ての指定商品・役務についての証拠を提出することをお勧めいたします。

➤使用してない指定商品・役務がある場合は？

指定商品・役務の**削除**が必要です。実際に使用していない商品・役務についても、使用している旨を宣誓すると、**罰則を受ける可能性があります。**

➤実際に使用している商標が登録されている商標と異なる場合は？

登録されている商標と同一商標の使用が必要です。登録商標と異なる商標の使用証拠では、使用として認められません。使用証拠として提出する資料には、登録商標と同一（substantially exact）の商標が表示されている必要があります。

例) 登録商標 → 実際に使用している商標
 エーピーシー → エーピーシー
 A B C

例) 登録商標 → 実際に使用している商標
 aaa bbb → bbb aaa
 ※同一商標の使用とみなされません

※同一商標の使用とみなされません